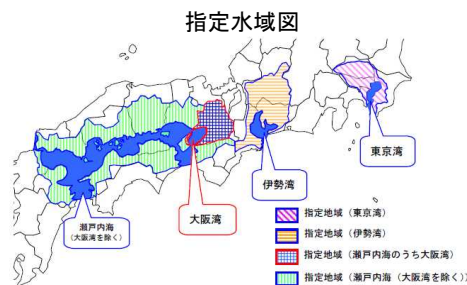


水質総量規制制度の概要

- ▶水質総量規制制度は、人口や産業が集中する広域的な閉鎖性海域について、当該水質に影響を及ぼす汚濁負荷量の総量を削減させる制度で、昭和53年に「水質汚濁防止法」及び「瀬戸内海環境保全特別措置法」の改正により導入された
- ▶東京湾、伊勢湾、瀬戸内海において、CODを指定項目として、昭和54年に第1次総量規制が実施され、その後5年ごとの改正を経て、平成16年度を目標とする第5次総量規制から窒素及びりんが追加された
- ▶関係都府県知事は、これまで国の総量削減基本方針に基づき8次にわたり総量削減計画を策定し、汚濁負荷量の削減を進めてきた

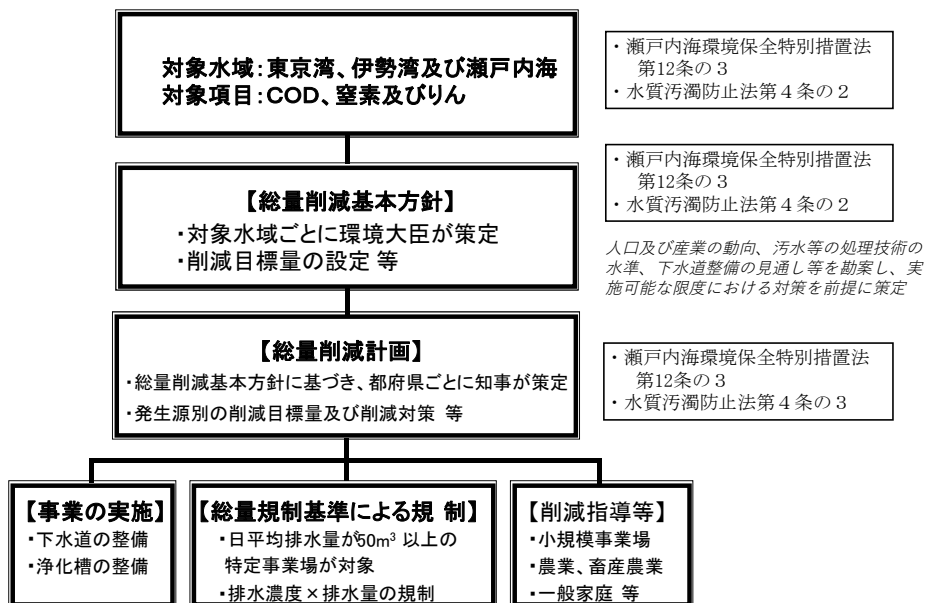
水質総量規制の経緯

	基本方針策定	目標年度	総量規制適用日	指定項目
第1次	昭和54年6月	昭和59年度	昭和55年7月1日	COD
第2次	昭和62年1月	平成元年度	昭和62年7月1日	COD
第3次	平成3年1月	平成6年度	平成3年7月1日	COD
第4次	平成8年4月	平成11年度	平成8年9月1日	COD
第5次	平成13年12月	平成16年度	平成14年10月1日	COD、窒素、りん
第6次	平成18年11月	平成21年度	平成19年9月1日	COD、窒素、りん
第7次	平成23年6月	平成26年度	平成24年5月1日	COD、窒素、りん
第8次	平成28年9月	平成31年度	—※	COD、窒素、りん
第9次	令和4年1月	令和6年度	令和4年度(予定)	COD、窒素、りん



※第8次の総量規制基準値は第7次と同じである。

水質総量規制の体系



1 第9次総量削減計画（案）

方向性

- ▶大阪湾においては、湾全体としては現在の水質を維持するための取組を継続しながら、湾奥部など問題が発生している特定の海域において、局所ごとの課題に対応する
- ▶大阪湾を除く瀬戸内海においては、現在の水質から悪化させない

- 1 目標年度 令和6年度
- 2 兵庫県の目標量（目標年度における発生負荷量） 単位：トン/日

項目	令和6年度目標量	(参考) 令和元年度目標量
COD	40	42 (40)
窒素	52	52 (48)
りん	2.6	2.8 (2.6)

※（ ）内は、令和元年度実績

3 目標の達成のための方途

- ① 生活系排水対策：下水道等の生活排水処理設備の整備、放流水質の適切な管理等
- ② 産業系排水対策：工場・事業場における総量規制基準の遵守徹底等
- ③ その他の対策：施肥量の適正化、家畜ふん尿の汚水処理施設等の適正管理の徹底等

4 「豊かで美しい里海」の再生に必要な事項

多様な主体が参画する播磨灘等環境保全協議会等の意見を聴きながら以下の各種施策を総合的に推進し、その効果や影響について適切にモニタリングしつつ様々な角度から評価し、順応的に改善を図っていく。

- ① 河川、海浜、干潟、浅場及び藻場の保全、再生及び創出
- ② 養殖等の取組の推進
- ③ 水質浄化事業の推進
- ④ 栄養塩類の供給の適正化の推進
- ⑤ 監視体制の整備
- ⑥ 環境学習・教育
- ⑦ 調査研究体制の整備
- ⑧ 里海づくり活動等への支援
- ⑨ 中小企業者等への助成措置等

2 総量規制基準（案）

水質総量規制基準の仕組み

- ▶水質総量規制とは、総量削減計画で定める目標量を達成するための方途の1つである
- ▶事業場から指定水域に排水を排出する者は、事業場から排出される負荷量（濃度×特定排水水量）について、次式で算出される総量規制基準値を遵守する必要がある

$$L \text{ (kg/日)} = \frac{C \text{ (濃度)} \text{ (mg/ℓ)}}{1000} \times Q \text{ (水量)} \text{ (m}^3\text{/日)} \times 10^{-3}$$

国が示したC値の範囲内で、県がC値を設定

国がC値の範囲を変更しなかったことを踏まえ、本県においても、COD・窒素・りんについてC値の範囲を第8次総量規制基準から変更しない